令和2年11月25日

第11回加須市農業委員会総会議事録 (公開用)

加須市農業委員会

第11回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計 画(中間管理機構分)の決定について
 - 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用 配分計画の決定について
 - 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について
 - 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
 - 報告第3号 農地法第4条の規定による許可申請書の取下願について
 - 報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について
 - 報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請書の取消願について
 - 報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について
 - 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日		令和2年11月25日				招集場所		加須市役所 5階 505会議室						
開会の日	時	午後1時30分				閉会の日時		午後3時3分						
会	長	小	倉	和		夫	職務代	迂理	柳	Œ	1			浩
議席	委	員	氏	名	出	欠	議席	委	員	Ţ	夭	名	出	欠
1	野	П	悦	夫	0		9	瀬	下		京	子	0	
2	江	Ш	芳	夫	0		1 0	小	Ш		達	男	0	
3	中	島	利	雄	0		1 1	柳	田			浩	0	
4	松	本		昇	0		1 2	小	倉		和	夫	0	
5	山	岸	和	男	0		1 3	早	Ш		初	男	0	
6	嶋	村		淨	\bigcirc		1 4	関	П		豊	充	\circ	
7	佐久	久間	尉	囯	0		1 5	新	井		明	弘	\circ	
8	松	村	文	夫	0									
							加須市農業委員会事務局							
							厚	ij	長	大	熊	和	夫	
							B	<u> </u>	長	小	Ш	修	_	
							Ė		幹	正	能		光	
							Ė		幹		井		典	
							É	:	查	染	谷		守	

開会 午後 1時30分

〇局長(大熊和夫君) それでは、「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにち は。

定刻になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

なお、本日、審議終了後、その他のところで埼玉県農業共済組合からの依頼によりまして、 収入保険制度の説明の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理(柳田 浩君) 皆様、改めまして、こんにちは。職務代理の柳田です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、これより令和2年第11回加須市農業委員会総会を開会いたします。

〇局長(大熊和夫君) ありがとうございました。



◎会長挨拶

- **〇局長(大熊和夫君)** 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。 よろしくお願いします。
- **〇会長(小倉和夫君)** 改めまして、こんにちは。

先ほど柳田委員さんのほうから、本当にご苦労さまということでございますけれども、秋の作業も、稲刈りにつきましてはほぼ終わったかなという気がします。麦まきにつきましても、天候に恵まれて、今年は順調にいっているようでございます。作況のほうも日本全国いろいろ上がっているわけですけれども、北海道、東北が意外と順調だったということで、回復基調ということであれなんですけれども、九州では、トビイロウンカというんですか、それが大陸のほうから結構大量に飛んでいるらしいので、今年は不作というか、不良ということで大変な、特に大分だとか佐賀だとか福岡、あっちのほうがあまりよくないという話を聞いております。

いつどんな災害が起こるか分からない。特に今年はコロナウイルスということで、我々が 経験した中では最大級の長期間、いろんな意味で経済にも影響を及ぼすところでありますけ れども、この加須地区におきましては、現実にはここ11月に入って感染者が何か増えているという情報もあります。クラスターというのは発生しておりませんけれども、早くワクチンですか、打って、それなりにインフルエンザ程度に抑えられれば幸いですけれども、これから先のことが多少なりとも不安はあるわけですけれども、農業分野におきましても、農地利用の最適化というのがいろんな委員各位にのしかかっているわけでございまして、その点を一番最重要として、各農業委員会でこれからは取り組んでいかなくちゃいけないという気持ちでおります。皆さん方の闊達なるご意見を頂戴いたしまして、加須市におきましても農業が遅れを取らないように農業委員会の存在を示していく、そういう道筋を今後も取っていくわけですけれども、皆さん方の、各委員の本当のご協力を切にお願い申し上げまして、総会に当たりましての開会の御挨拶といたします。

今日も慎重審議、よろしくお願い申し上げます。

〇局長	(大熊和夫君)	ありがとう。	ございました。
-----	---------	--------	---------

 - <	—

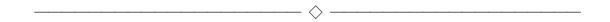
◎出席委員数の報告

○局長(大熊和夫君) 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち15名全員 の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づ きまして、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

/	\	

〇局長(大熊和夫君) それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。



◎開会の宣告

〇会長(小倉和夫君) 失礼します。

◎総会議事録署名委員の指名

〇会長(小倉和夫君) 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

3番 中島 利雄 委員

4番 松 本 昇 委員

の両委員さんを指名いたします。

◎議案の取下げ

〇会長(小倉和夫君) 議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書1ページの3番の三俣地区の案件につきましては、取下願が出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告申し上げます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の10件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

〇事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付 書類が整えられております。

また、譲渡人は相続により農地を取得したが耕作できないため、譲受人は農業経営の規模 拡大を行うことができるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や営農状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- ○1番(野口悦夫君) 1番、野口です。

11月21日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、譲渡人の さんに行きましたけれども、留守のため、譲受人の さん宅を訪れ、また現地を見、話を伺ってまいりました。また、 さんにつきましては、この贈与とありますけれども、貸付けしていたんですけれども、その借りている方がつくらないということで、隣接でつくっている さんに一応贈与したいという形で話がまとまったようでございます。

事務局説明のとおり、何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよ るしくお願いいたします。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

- **〇会長(小倉和夫君)** 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。 次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- **〇事務局(正能 光君)** ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付 書類が整えられております。

譲渡人は高齢で経営規模の縮小のため、譲受人は隣接農地を耕作しており、効率的に農業 経営規模を拡大することができるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や営農状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- **〇7番(佐久間尉匡君)** 7番、佐久間です。

11月16日、推進委員の小山さんと現地確認を行いました。また、 さん宅をお 伺いしたんですけれども、ちょっと留守のため、譲渡人の さん宅にも伺い、お話を

お聞きしました。

まず、現地なんですけれども、ここは普通に田んぼで、稲刈りが終わった状態でした。この位置図の隣の隣に という宅地があるかと思うんですけれども、これが今回のさんの自宅でございまして、 さんが言うには、自宅のすぐそばの田んぼなので、前々から売ってくれないかなということで話を聞いておりまして、 さんも自宅からこの田んぼがちょっと遠いということと、80歳になったので徐々にちょっと減らしていきたいなということをお伺いしましたので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

- ○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。
 次に、4番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- **〇事務局(正能 光君)** ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付 書類が整えられております。

譲渡人は経営規模の縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や営農状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- **〇15番(新井明弘君)** 15番、新井です。
 - 11月16日に最適化推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そして譲渡人、譲受人2人からお話を聞きました。
 - この さん、ここら辺一帯、一応 さんが2年ぐらい前までは耕作していたんだけれ ども、ここ2年ぐらいは耕作していないと。現地のほうはきれいに草は刈ってあって管理し

てありました。そして、 さんとどういういきさつでという話を聞いたら、 さんと知り合いだそうで、それで売買という形なんですけれども、その際に、下の次の案件でありますけれども、そこ一体ならいいよというような話だそうです。

それで、そういう形で一応一体でということで、 さんのほうから話、下の さんなんだけれども、 さんのほうから承諾したということで、 さんに買ってもらうので売買ということで、それが成立したそうです。許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いいたします。

以上です。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。 4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

- ○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。
 次に、5番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- **〇事務局(正能 光君)** ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付 書類が整えられております。

譲渡人は経営規模の縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- **〇15番(新井明弘君)** 15番、新井です。
 - 11月16日に、最適化推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、それから、譲渡人の さんのほうから話を聞いています。

譲受人の さんというのは、先ほどの さんの弟だそうです。譲渡人から話を 聞いたわけですけれども、先ほども言いましたけれども、パズルじゃないですけれども、上 のこの空いているところに下の さんの土地が空いて、一画で使いやすいような、そういう話で さんが購入するよという、上の さんもという話なので、 さんも貸したり耕作したりして、 さんのほうから話が来ていいよというようなことで、売買というような形で了解したということです。許可相当と判断しました。ご審議をお願いします。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。 ございませんか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。
5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

- **〇会長(小倉和夫君)** 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。 次に、6番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- **〇事務局(正能 光君)** ご説明いたします。本件は、売買による所有権移転で、必要添付書 類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- **〇15番(新井明弘君)** 15番、新井です。

やはり11月16日に、最適化推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、また譲渡人のさんから話を聞きました。現地のほうは、この上は さんが持っているという話なんですけれども、この一帯ずっときれいになっていますね。そして、譲受人の さんというのは、先ほどの さんの妹だそうです。そして、 さんは貸したり、縮小というような意味で、 さんのほうにどうですかというようなことで、売買になっている。 さんも、結局、 さんの話だとこの北のほうも持っているという話なんですけれども、

隣接する道路がないので、私はここを購入していずれはという、西のほうへというような話

だと思うんですけれども、そういう形でこの辺耕作していないので、一応売買というようなことを手放しといいますかね、皆さん手放すようなことを考えているみたいで、 さんもそれで承諾したということで、 さんが農転ということで、売買が成立したといいますので、許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

〇会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の田ケ谷地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の6番の田ケ谷地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

〇事務局(正能 光君) ご説明いたします。3条の7番と5条の6番の両案件は、営農型太陽光発電施設で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

まず3条で、営農型太陽光発電施設の下部において、譲受人が賃貸借20年により土地を借り受け、キクラゲを生産出荷する計画で、5条6番は、譲受人が申請地上部で営農型太陽光発電施設による売電事業のため、全体面積のうち支柱分2.79平米を賃貸借するための一時転用3年で、必要添付書類が整えられております。

今回の3条につきましては、5反要件でございますけれども、農地法第3条のただし書のできる規定の要件を全て満たしておるということで、可能となっております。

概要を申しますと、賃貸借契約が締結され、適正使用が認められないときは解除する条件が契約書、書面上に明記され、また、継続的かつ安定的に農業経営が見込まれること、さらに、1人以上の常時従事者がいるということとなっております。それを満たしております。

また、5条につきましては、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されており、当該申請地は第1種農地でございますので、営農型での申請となったものでございます。

現地調査を行った結果、当該申請地は集団農地の端であり、農地の集積や集約、また効率 的な利用に影響を及ぼすおそれがないと思われるため、3年の一時転用でやむを得ないと思 われます。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- **〇14番(関口豊充君)** 14番、関口です。

11月18日に、推進委員の渡辺さんと、あと現地においてここの の代表 の さんと現地でお会いして、聞き取り調査を行ってきました。

まず、 さんにつきましては、後継者がおりません。そして、現地は、今耕作はされておりませんが、何も作付はされていないというような状況でございます。集落内の畑で、そして賃借人の の代表者の さんという方は、地元の同地域の出身の方でございまして、空いている土地を借りて太陽光とキクラゲ栽培を行いたいということで、こうした方式については既にもう行田市のほうで実績を上げておる会社でございます。調査の結果から、一応3条の基準を満たしていると判断してきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。 いかがでしょうか。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、7番の田ケ谷地区の案件について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

〇会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の6番の田ケ谷地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。 次に、8番の田ケ谷地区の案件について、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与 の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関する事 項について、議事に参与することができない」に 推進委員が該当しますので、議事 の間、退席をお願いします。

- **〇会長(小倉和夫君)** 事務局より説明をお願いします。
- **〇事務局(正能 光君)** ご説明いたします。本件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模の縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- ○14番(関口豊充君) 14番、関口です。

これも11月18日、推進委員の さんと2人で、なお、 さんにつきましては当事者ということもございますが、まず現地を確認した後、譲渡人のうち代表の さん宅をお 邪魔しまして、聞き取り調査を行ってきました。

まず、現地ですけれども、現地は細長い、図面で見るとおり、どっちかというとウナギの寝床のような細長い土地なんですけれども、年2回程度、依頼されて渡辺さんがトラクターで除草等を行ってきたと、管理してきたと。その間には、ごみ等を捨てられておりまして、推進委員という立場もあってその際片づけ等も今までやってきたというようなお話も伺っております。譲渡人の4人は高齢で、後継者がおりません。農地を処分したいということで本申請に至ったということでございます。

以上、調査の結果、3条の基準を満たしていると思われます。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

〇会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

8番の審議が終了しましたので、 推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

- **〇会長(小倉和夫君)** 次に、9番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- **〇事務局(正能 光君)** ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付 書類が整えられております。

譲渡人は高齢により耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- ○2番(江川芳夫君) 2番、江川です。

本件につきましては、11月15日に小坂推進委員と現地で譲受人と2人の立会いを求めまして、現状の調査をいたしました。

本件につきましては、登記簿上は田ということになっておりますが、実際は畑で、果樹、梨が植えてございます。全てこれは梨畑でございまして、この梨の木を植えたまま売買をするということでございます。譲受人の さんにつきましては、代々の梨農家で3代目ということで、梨の専業ということで、それでこの位置図の道路を挟んで反対側も さんが梨を耕作しております。ということで、一つのところで梨の木を植えたまま売買するということで、昭和の後半に植えた木ということで、かなりもう成木ですね。すばらしい梨園でございます。また、 さんにつきましても、先ほど言ったとおり、高齢によるリタイアということで、たまたま さんが専業でやっておりますので、うちもすぐ近くということで何の問題もないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。
次に、10番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

〇事務局(正能 光君) ご説明いたします。本件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は農業経営の縮小のため、譲受人は経営規模の拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- ○5番(山岸和男君) 5番、山岸です。

11月15日に、推進委員の石川さんと現地調査並びに両名の さん、 さんと さんの奥さんとにお話を聞きました。

位置関係なんですけれども、この申請地391番の左のほうに さんといううちが、 譲渡人の さんのお宅で、申請地のすぐ左側が さんのお宅です。

申請地はパイプラインが入っておりませんので、今まで畑のまま使っていたみたいなんですが、管理が大変だということで隣の さんに相談したところ、畑のままということで、今現在、見たところきれいに管理されていて、栗の木が植わっております。そのまま使うということで、今回売買で話がまとまり、申請というふうになりました。許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

〇会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、11番の元和地区の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない」に 委員さんが該当いたしますので、議事の間、退席をお願いいたします。

(番委員退室)

- **〇会長(小倉和夫君)** 事務局より説明をお願いします。
- **○事務局(正能 光君)** ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付 書類が整えられております。

譲渡人は高齢で体調不良により耕作できないため、譲受人は近接地を耕作しており効率的 に農業経営規模拡大ができるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- **〇11番(柳田 浩君)** 11番、柳田です。

この案件につきましては、 農業委員に関する案件でしたので、私のほうで代わって調 をさせていただきました。

11月20日、落合推進委員と2人で現地にて さん、 さん両名に立ち会っていただきまして、内容の確認をさせていただきました。内容につきましては事務局の説明のとおりでありまして、特に問題ないというふうに判断しております。よろしくご審議をお願いいたします。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

〇会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

11番の審議が終了しましたので、 委員の入室をお願いします。 (番 委員入室)

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

〇会長(小倉和夫君) 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の5件を議題といたします。

初めに、1番の田ケ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

〇事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、既存の市道を拡幅及び市への寄附採納をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、申請地は第2種農地と判断され、このたび申請人が母屋の建て替えのため、接道要件を満たすため農地の一部を分筆し、農転後、市へ寄附採納するもので、市道を管理する騎西総合支所農政建設課担当者に確認したところ、寄附採納を受けることが決まっているということでございますので、やむを得ないものと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- **〇14番(関口豊充君)** 14番、関口です。

11月18日に、推進委員の渡辺さんと一緒に申請者の さんのお宅を伺い、聞き取りを行ってまいりました。

まず図面を見ていただくと、県道から上に向かってそこの さんのお宅に入り口の道があるわけですが、それはもう舗装されて $3\,\mathrm{m}$ ぐらいの道があるんですね。それを広げれば十分間に合うのかなと思ったんですが、それはそのまま既存のまま残しておいて、裏からの接道を $4\,\mathrm{m}$ で確保しようとするものでございます。

道は接道を改めて北側からの4mを確保して、建て替えに備えるといったもので、許可後は市のほうに寄附するといったようなものでございます。

これは2番目も一緒に併せちゃっていいんですよね。

- 〇会長(小倉和夫君) いや、別でお願いします。
- **〇14番(関口豊充君)** はい。ということで、一応農地法においては何ら問題ないと判断してまいりました。

以上です。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。いかがでしょうか。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

- ○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。
 次に、2番の田ケ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- **○事務局(正能 光君)** ご説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本件は、先ほどの1番の案件と同じ内容で、農地の所有者である今回の申請者が協力する 形でございまして、必要添付書類が整えられております。

また、申請地は第2種農地と判断され、先ほどの1番の申請者が母屋を建て替えるための接道を確保することに協力するもので、この案件も市が寄附採納を受けるということが決まっておりますので、市道を管理する騎西総合支所農政建設課に確認したところ、寄附採納を受けることが決まっているということでございますので、やむを得ないものと思われます。以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- ○14番(関口豊充君) これも先ほどの1番と同様、11月18日、推進委員の渡辺さんと 一緒に現地確認を行ってまいりました。事務局の説明のとおり、接道の拡幅というようなこ とで、許可後市のほうに寄附するということでございますので、何ら問題ないと判断してま いりました。

以上です。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

- ○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。
 次に、3番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- **○事務局(正能 光君)** ご説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図4-3 をご覧ください。

本件は、既存の自己農家住宅敷が建築基準法の接道要件を満たしていないため、進入路敷の部分を敷地拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、申請地は第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、既存の自己用農家 住宅の接道要件を満たすためのものでございますので、やむを得ないものと思われます。 以上です。

〇会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は12番小倉 でございますので、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

11月14日、高橋推進委員とともに 宅を訪ねて、お話を伺ってまいりました。現在はその接道というか農道の一部を宅道に接道として使っていたのでございますけれども、このたび住宅を何か建て替えるというような話でございまして、進入路の接道の要件を満たすべく広げるということで、何ら問題なしと判断してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

- ○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。
 次に、4番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- **○事務局(正能 光君)** ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図の4-4をご覧ください。

本案件は、現在利用している加須市道の一部に分筆されず私有地として残っている部分があるため、市へ寄附採納をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、今回中川の拡張に伴う公共移転に絡み、私有地が加須市道の中に残っていることが 分かったため、申請地は第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、分筆し農転 後、加須市へ寄附採納するもので、市も寄附採納を受けるものでございますので、やむを得 ないものと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- **〇11番(柳田 浩君)** 11番、柳田です。

本件につきまして、16日に坂田推進委員と2人で現地の調査をさせていただきました。 なお、申請人の代理人に立会いをいただきまして、確認させていただきましたが、内容につ きましては事務局説明のとおりでございまして、特に問題ないというふうに判断してまいり ました。よろしくご審議をお願いいたします。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

- ○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。
 次に、5番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- **〇事務局(正能 光君)** ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図の4-5をご覧ください。

本案件も、先ほどの4番と同じで現在利用している加須市道の一部に分筆されず私有地と して残っている部分があるため、市への寄附採納をするもので、必要添付書類が整えられて おります。

この案件も同じでございまして、中川の拡張に伴う公共移転に絡み、私有地が加須市道の中に残っていることが分かったため、申請地は第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、分筆し農転許可後、加須市へ寄附採納するもので、市も寄附採納を受けるという

ことでございますので、やむを得ないものと思われます。以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- **〇11番(柳田 浩君)** 11番、柳田です。

本件につきましても、先ほどの案件と同様でございまして、坂田推進委員と2人で16日 に現地の確認をさせていただきました。

申請人の代理人立会いで内容の確認をさせてもらいましたが、事務局説明のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

〇会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の13件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

〇事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、管理用道路として地役権を設定するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、今年の8月20日に太陽光発電施設が許可された進入路の一部ということで、進入路の幅員を確保するための地役権で、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- ○1番(野口悦夫君) 1番、野口です。

11月21日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、譲渡人の さん宅を訪れ、現 地を見て話を伺ってまいりました。現地につきましては、太陽光施設2社があるわけでござ いますけれども、現在の太陽光施設の管理用進入路では狭い幅員がと不動産屋から話があり、賃貸借の契約に至ったようでございます。何ら問題なく、許可相当と判断をしてまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。いかがでしょうか。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

- ○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。
 次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- ○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の16ページをご覧ください。
 本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、資金計画等
 必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地ではございますが、盛土をし、小麦を作付するための農地改良で、 期間は7か月の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われます。 以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- **〇7番(佐久間尉匡君)** 7番、佐久間です。

11月16日、推進委員の小山さんと現地確認並びに譲渡人の さんの奥様からお話をお伺いしました。この位置図を見ていただきますと、1684-1からずっと下まで1674-1、筆数は幾つかあるんですけれども、実際 2 枚の田んぼになっておりまして、稲

刈りが終わった状態でした。ただ、排水が悪いせいか、若干下がぬかるんでいるというような状況でございまして、あと一部、1648の田んぼがあるんですけれども、これ以外の農地は既に盛土をしてありまして、 、 とあり

ますけれども、その左ですね、あと今回の申請地以外の田んぼは全部盛土をして高くなっておりまして、今回のこの1648の田んぼと申請地のほうを、 の さんに現地確認をするのでちょっと田んぼに来てほしいということでお話をしたんですけれども、ちょっと今仕事が忙しくて、どうしても来れないので電話でということでお話は聞いたんですけれども、今回の申請地以外のところも、何年か前にもたしかこのような盛土をしておりまして、

さん、いつ小麦はつくるんですかという質問をしましたら、もうこの間まいたばかりなので大丈夫ですということで、小麦ばかり3年も4年もつくっていると出来が悪くなると思うんだけれどもということで話しましたら、稲もつくれるように、そちらの配管とかその辺も全部してあるから大丈夫ですということでお話をお伺いしましたので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほうよろしくお願い申し上げます。

〇会長(小倉和夫君) それでは、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

- **〇会長(小倉和夫君)** 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。 次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- **〇事務局(正能 光君)** ご説明いたします。位置図の17ページをご覧ください。 本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、必要添付書

また、当該地は農用地でございますが、盛土をし、小麦を作付するための農地改良で、期間は9カ月の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われます。

以上です。

類が整えられております。

〇会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。

〇15番(新井明弘君) 15番、新井です。

11月15日に、最適化推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、また譲渡人それぞれから話を聞いてきました。この議案書の中で、見てきたのが上から さん、次、 さん、これは多門寺の さんなんですけれども、そしてその下の さん、それから2人飛んでさん、 さん、一番下の さん、 さんは、宇都宮の方なんですけれども、上の さんの実家だそうなので、この人の話は聞いていないですけれども、 さんの話だと実家だそうです。そして、ここの地域は、現地の方はきれいになっていたんですけれども、ここの地域は第3期工事だと言っていましたけれども、一応盛土をして小麦を耕作すると。 さんも耕作すると。そうしないと、農業経営者というかが受けられないというようなことで、皆さん納得の上の申請だということなんです。ですから、許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほどお願いします。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。いかがでしょうか。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

- **〇会長(小倉和夫君)** 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。 次に、4番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- **○事務局(正能 光君)** ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、先ほどの3番の農地改良のための車 両の待機場を設けるためのもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地でございますが、農地改良のための盛土搬入車両が市道幅員の狭い 箇所であるため、待機場を設けるもので、期間は農地改良と同じ9か月の一時転用でござい ますので、やむを得ないものと思われます。

以上です。

〇会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。

〇15番(新井明弘君) 15番、新井です。

11月15日に、最適化推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、また さんのほうから話を聞いてきました。事務局のとおりで、重機置場であるというようなことなんですけれども、 さんのほうも、先ほどは第3期工事と言いましたけれども、第2期工事で土地を盛土したところにあるもので、一応 さんが第3期工事で盛土するから重機置場を貸してくれというようなことで了解したと。 さんは耕作していませんので、耕作してないからこの辺一帯、先ほども言いましたけれども、盛土して小麦を耕作するように、そういう土地活用の場所なので、 さんも了解したというようなことです。許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほどお願いします。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

- ○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。
 次に、5番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- **〇事務局(正能 光君)** ご説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図5-5 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、 第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上やむを得ないものと思われます。 以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- **〇6番(嶋村 淨君)** 6番、嶋村です。

11月19日に、推進委員の金子さんと譲渡人の さんとで現地確認を行いました。譲受人のほうは電話のほうで確認だけで済ませました。 さんは、農地は全て貸しておりまして、一切農業のほうはやっておりません。現地は隣地の方に貸して麦をつくっていたそう

です。現在はうなった状況ですね。地図上の下の部分なんですけれども、もう既に別の方が 太陽光発電を設置しております。場所は122号線沿いと旧の騎西高校の間の土地で、近隣 はアパートができたり、住宅もできている状況です。 さんの話だと、太陽光発電施設の 話があったので、今後のことを考えて売却することにしたそうです。状況から判断して問題 ないと思いますので、ひとつご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

- **〇会長(小倉和夫君)** 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。 次に、7番の田ケ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- **○事務局(正能 光君)** ご説明いたします。位置図の20ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認 したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基 準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- **〇14番(関口豊充君)** 14番、関口です。

11月18日に、推進委員の渡辺さんと一緒に申請地を確認して、譲渡人の さん宅を お邪魔しまして、聞き取り等を行ってまいりました。この図面でいうと、申請地のすぐ下に といううちがありますが、これが実家になっております。現在は何も作付はされておりませんけれども、そこを さん、これは孫娘に当たる方でございまして、現在川越のほう に住んでいることでございますが、手狭で実家の裏に、高齢のおじいちゃんの面倒を見ると

いうことも考えて、北側の土地を譲り受けて自己用住宅を建てようというようなことでございます。一応、本申請につきましては許可基準等から判断いたしましても何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

- ○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。
 次に、8番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- **〇事務局(正能 光君)** ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金 計画等必要添付書類が整えられております。

また、この案件につきましては、平成28年12月に青地から除外が完了しており、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関し市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- ○2番(江川芳夫君) 2番、江川です。

本件につきましては、今月の15日に小坂推進委員と現地で さん両名の立会いの下に現地調査をしてまいりました。 さんは親子関係でございまして、位置関係につきましては位置図の上に という表示がありますが、これが実家でございます。事務局の説明のとおり28年に、ここは農振農用地でございますが、除外で許可になっている土地でありまして、その後ちょっと時間をおいたんですが、今回転用して住宅を建てるということで、特に問題はないというふうに判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

- ○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。
 次に、9番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- **○事務局(正能 光君)** ご説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図5-9 をご覧ください。

本案件は、今年の5月の総会の案件で、地域の農業委員さん、推進委員さんが5月17日に現地調査を行い、聞き取り調査等も行いまして、総会において許可相当の意見を付し、6月12日に許可となったものでございます。

なぜ今回また本総会に諮るのかと申しますと、土地所有者のお一人が、許可後成年後見人がつきまして、その後見人でないと許可された農地の地目変更登記及び所有権移転登記に支障があるという理由から、許可の取消願が出されまして、改めて司法書士である成年後見人がついた申請でございます。

この案件につきましては、成年後見人がついたこと以外は変更となったものはございませんので、やむを得ないものと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- **〇5番(山岸和男君)** 5番、山岸です。

事務局の説明のとおりなんですけれども、この案件は5月の総会のときに提出されまして、5月17日に現地調査と聞き取りを さんに聞いて、一応5月25日の総会のときに 許可相当がされまして、その後、そのとき さんはさんは病気だったんですが、その 後ちょっと病気も進行がありまして適切な判断ができないということで、成年後見人ということで さんを、司法書士の方なんですが、後見人として申請をしたものです。審議 のほどよろしくお願いしたいと思います。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

- ○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。
 次に、10番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- ○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の23ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認 したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基 準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- ○5番(山岸和男君) 5番、山岸です。

11月15日に、推進委員の石川さんと現地調査並びに聞き取りをしました。 さんのお宅で本人の方にお話を聞きました。譲受人の さんは、娘さんの旦那さんということで、このたび土地を借りまして自己用住宅を建てるということでございます。位置図なんですが、住宅街にありまして、この手前が国道354号線ですので、やむを得ない、許可相当と判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。
次に、11番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認 したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基 準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- **〇11番(柳田 浩君)** 11番、柳田です。

11月16日に、坂田推進委員と2人で現地にて申請人の代理人からお話を伺っております。場所につきましては、案内図のとおり、住宅化の進んでいる地域でありまして、特に問題ない、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

- **〇会長(小倉和夫君)** ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。
 - 11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

- ○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。
 次に、12番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- **〇事務局(正能 光君)** ご説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図の5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認 したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基 準上やむを得ないものと思われます。 以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- **〇11番(柳田 浩君)** 11番、柳田です。

この件につきましても、先ほどの案件とすぐ隣地でございまして、16日に坂田推進委員と2人で現地にて申請人の代理人から話を伺ってまいりました。先ほどの案件の申請人ときょうだいだそうでございまして、隣接土地でございまして、問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

- ○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。
 次に、13番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- **〇事務局(正能 光君)** ご説明いたします。位置図の26ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人と譲渡人は親子関係で、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、太陽光発電設備を設置するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、 第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上やむを得ないものと思われます。 以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査 の結果並びに補足説明をお願いします。
- **〇11番(柳田 浩君)** 11番、柳田です。

11月16日に、坂田推進委員と2人で現地にて譲渡人の さんからお話を伺ってまいりました。申請人、譲受人との関係は親子関係でございます。場所的にも、近くにも太陽光発電等整備済みの区画もございまして、やむを得ないなというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

〇会長(小倉和夫君) ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。 次に、議案第4号に入るわけですけれども、時間も経過しましたので、10分間休憩をいたします。再開は2時55分です。よろしくお願いします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時55分

→ □

◎開議の宣告

〇会長(小倉和夫君) 時間も経過しましたので、再開したいと思います。

休憩を閉じます。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

- **〇会長(小倉和夫君)** 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農 用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」を議題といたします。
 - 事務局より説明をお願いします。
- ○事務局(正能 光君) ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る 農用地利用集積計画(中間管理事業分)でございますが、今回ご審議いただきますのは、農 地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございまして、新規分1 5筆、面積にして1万320平米となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

- **〇会長(小倉和夫君)** ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご 意見等ありましたらお聞かせください。
- **〇会長(小倉和夫君)** ございませんか。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員)

〇会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。

♦ —

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない」に 委員、 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

(「私も該当します」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) そう、 さんも。すみません。

(番 委員、番 委員、 推進委員退室)

〇会長(小倉和夫君) 失礼しました。

(「同居してないんですよ。でも一緒にやってるから」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) 分かりました。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画(案)につきまして、加須市長より意見を求められております。配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかを審査していただくものでございます。それでは、審査をよろしくお願いしたいと思

以上です。

います。

〇会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご 意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

〇会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の 決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

〇会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、 委員、 委員、それに 推進 委員の入室をお願いいたします。

(番 委員、番 委員、 推進委員入室)

◎報告事項

- ○会長(小倉和夫君) 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。
- ○事務局(正能 光君) それでは、報告第1号から7号につきましてご説明いたします。

報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について」でございますけれども、農地法第3条の規定による許可申請書の取下願につきましては1件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について8件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第4条の規定による許可申請書の取下願について」でございま

すが、農地法第4条の規定による許可申請書の取下願については1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」で ございますが、市街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりでござい ます。

次に、報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請書の取消願について」でございますが、農地法第5条の規定による許可申請書取消し1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第6号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」で ございますけれども、市街化区域の農地転用の届出について7件で、内容は資料のとおりで ございます。

最後に、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますけれども、農地の貸借の合意解約による届出48件で、内容は資料のとおりでございます。 以上で報告を終わります。

- **〇会長(小倉和夫君)** 以上で、本日の総会に上程しました審議は全て終了しました。 これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。
- **〇局長(大熊和夫君)** 小倉会長、長時間にわたる議事の進行、大変ご苦労さまでございました。

◎閉会の宣告

- **〇局長(大熊和夫君)** それでは、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。
- ○職務代理(柳田 浩君) 本日はお忙しい中、委員各位には、長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和2年第11回加須市農業委員会総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 3時3分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年11月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 中島 利雄

署名委員 松本 昇